

広域機関システムへの切替対応について

- ・マスターデータ登録、連系線利用計画移行手続きのお願い
- ・広域機関システム切替えに伴う計画提出スケジュールのお知らせ

電力広域的運営推進機関
平成28年2月3日

電力システム改革第2段階における新しい制度や仕組み、広域機関システム利用に関する説明資料を以下の通り、広域機関HPに公表しております。

◆ 平成28年4月以降の新しい制度や仕組み

「広域機関システムに関する事業者説明会(平成27年10月28日実施)」資料

URL: http://www.occto.or.jp/oshirase/hoka/2015_1028_koiki_system_setsumeikai_02.html

◆ マスターデータ登録のお願い

URL: http://www.occto.or.jp/keito/renkeisen/2016_0126_master_data_touroku.html

◆ 連系線利用計画の移行手続きのお願い及び広域機関システムへの切替えに伴う計画提出スケジュールのお知らせ

URL: http://www.occto.or.jp/keito/renkeisen/2016_0114_Keikaku_teishutsu_ikoutetsuzuki.html

※計画を広域機関へ提出されない再エネ事業者様や自家発電設置者様などは該当しません

○マスターデータ登録・連系線希望計画の申請及びお問い合わせは、下記窓口まで
お願いします。なお、ご質問事項はメールにてお願いします。

電力広域的運営推進機関 運用部 連系線管理グループ

◆ 登録申請専用メール: code@occto.or.jp

◆ 問い合わせ専用メール: code-master@occto.or.jp

マスターデータの登録

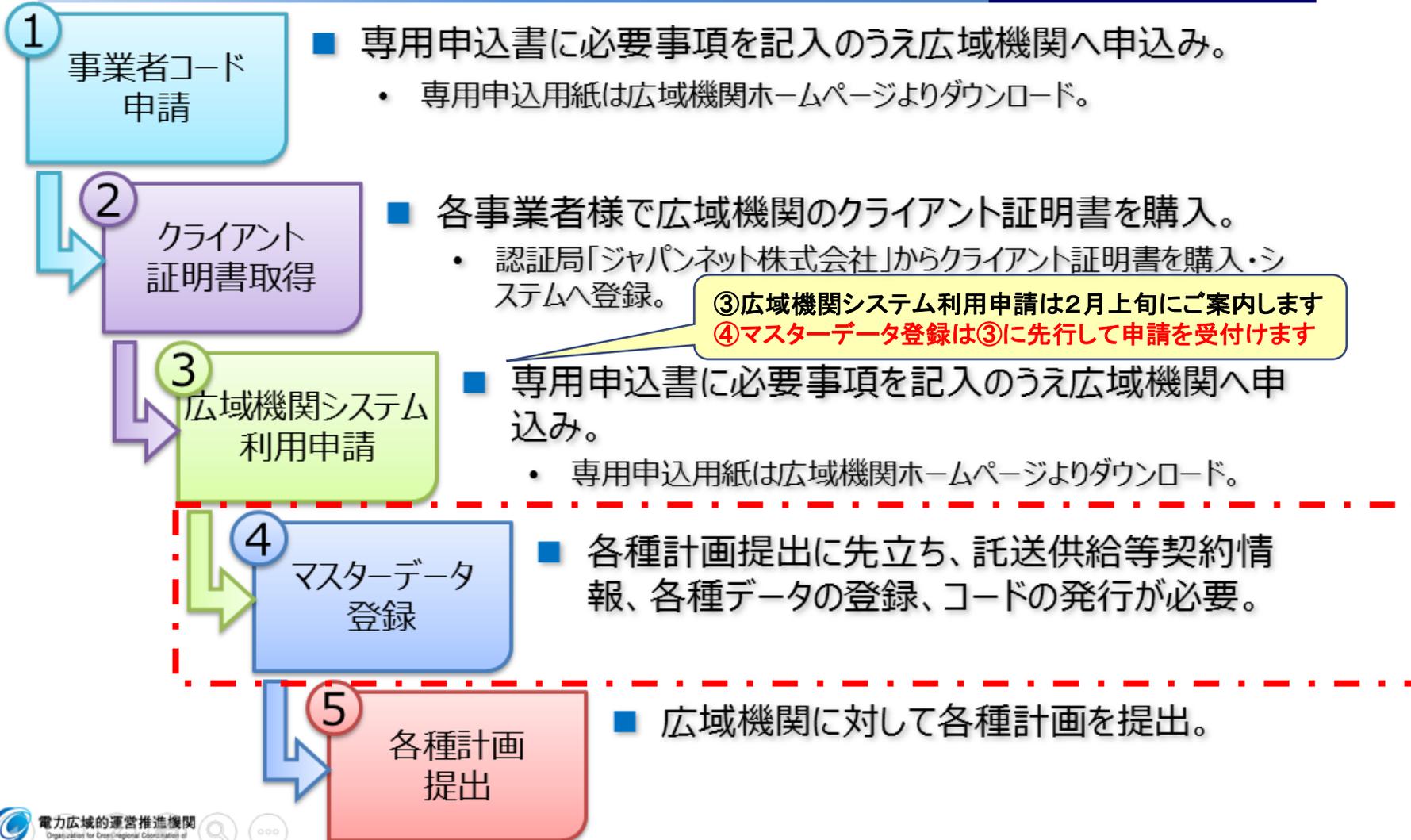
※託送契約に含まれる関係事業者様には、託送契約を締結される事業者様より周知をお願いします

各種計画提出に至るまでの準備

3-2. 各種計画提出に至るまでの準備ステップ

H27.10.28 広域機関システムに関する事業者説明会資料 P49抜粋

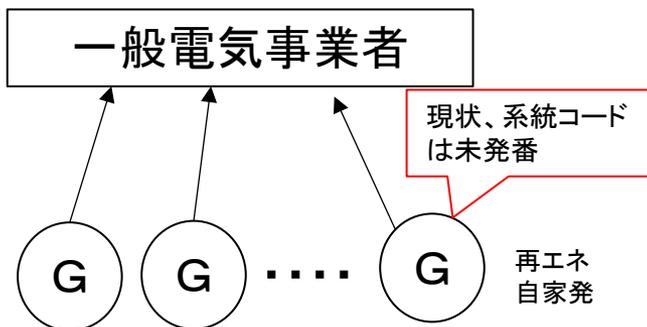
広域機関に各種計画をご提出頂くためには、クライアント証明書を取得や、広域機関での認証設定の申請など、各種手続きが必要になります。



一般電気事業者が取り纏めてマスターデータの登録申請をしますので、再エネ事業者様および自家発電設置者様によるマスターデータの申請は不要です。

現状

一般電気事業者へ売電の場合

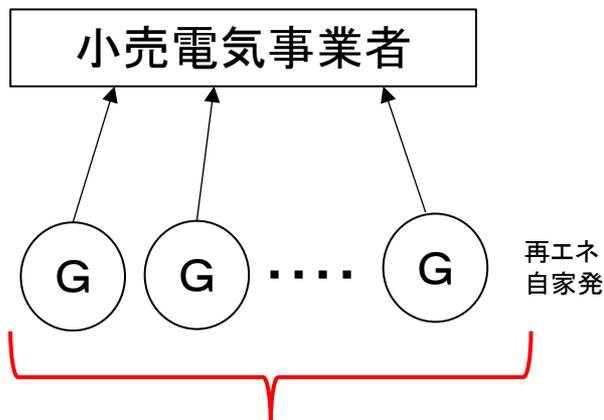


一般電気事業者が纏めて発電所マスターデータの登録申請と系統コードの取得申請を広域機関へ行います。

- ・発電所マスターの事業者コードは一般電気事業者のコードを使用します。
- ・売電先を一般電気事業者から変更される場合、事業者マスターデータ(事業者コード)の登録、発電所マスターデータの変更申請が必要となります。

現状

小売電気事業者へ売電の場合



既に事業者コード・系統コードが発番済みのため、新たな発電所マスターデータ(系統コード)申請は不要です。

発電所マスターデータは広域機関と一般電気事業者で作成します。

マスターデータ登録が必要な事業者様一覧

事業者様毎に必要なマスターデータ登録は以下のとおりです。

各契約者 各事業者	契約者 実同時同量	契約者 計画値同時 同量	発電契約者	発電契約者 以外の 発電事業者	発電事業者 以外の発電者	連系線利用者 (契約者 発電契約者等)
事業者マスター	○	○	○	○	○※3	
BGマスター		○※1	○			
計画提出者マスター			○			
需要計画・調達計画マスター	○	○※1				
発電計画・販売計画マスター	○(C-1)		○			
連系線利用計画マスター※2						○※2
発電所マスター			○※3	○※3	○※3	

※1 複数の契約者の場合は、代表契約者が登録をお願いします。

※2 現在登録されている連系線利用計画の連系線利用計画マスターは、一般電気事業者の送配電部門が作成します。

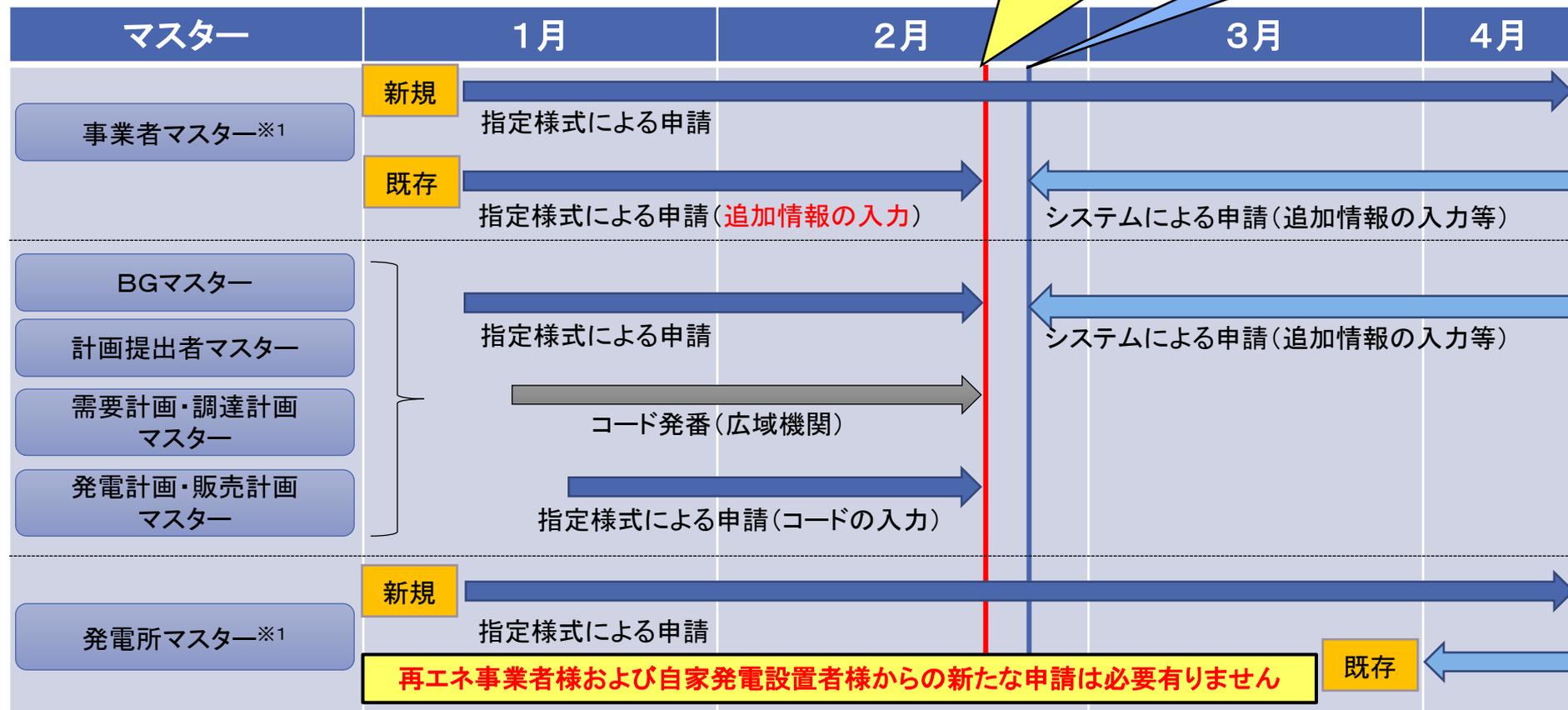
※3 再エネ事業者様および自家発電設置者様で一般電気事業者へ売電している場合は、一般電気事業者で発電所マスターデータを纏めて広域機関へ申請しますので対応は不要です。また、事業者マスターの登録申請も不要です。なお、小売電気事業者へ売電されている場合は、既に系統コードは発番済みであり、発電所マスターデータ登録を広域機関と一般電気事業者で行うため新たな申請は不要です。

マスターデータ登録スケジュール

事業者マスターデータの追加情報について、**ライセンス区分(小売/発電/送配電)**、**同時同量種別(実同時同量/計画値同時同量)**は、**計画提出上必須項目**となります。
ライセンス取得完了にかかわらず、お早目に申請をお願いします。

マスターデータ登録申請締切日
2月15日

広域システム計画受付開始
2月22日



※1 既存の事業者コード及び系統コードのマスターデータは、広域機関および一般電気事業者で作成します。

連系線利用計画の移行手続き

※全ての連系線利用計画の移行処理が必要となります

ゼロ計画(希望計画)の提出

- 連系線利用計画を移行するためには、4月1日以降の送電側と受電側のコードを入力した電力値「ゼロ」の連系線希望計画(以下、ゼロ計画(希望計画)という。)が必要となります。
- ゼロ計画(希望計画)と既存の連系線利用計画を広域機関システムで統合することにより、既存の容量登録値及びタイムスタンプの引き継ぎを行うため、ゼロ計画(希望計画)の提出をお願いします。

ゼロ計画(希望計画)の提出をお願いします。
(提出期間: 1月14日~2月15日)

○ゼロ計画(希望計画)提出後の変更点

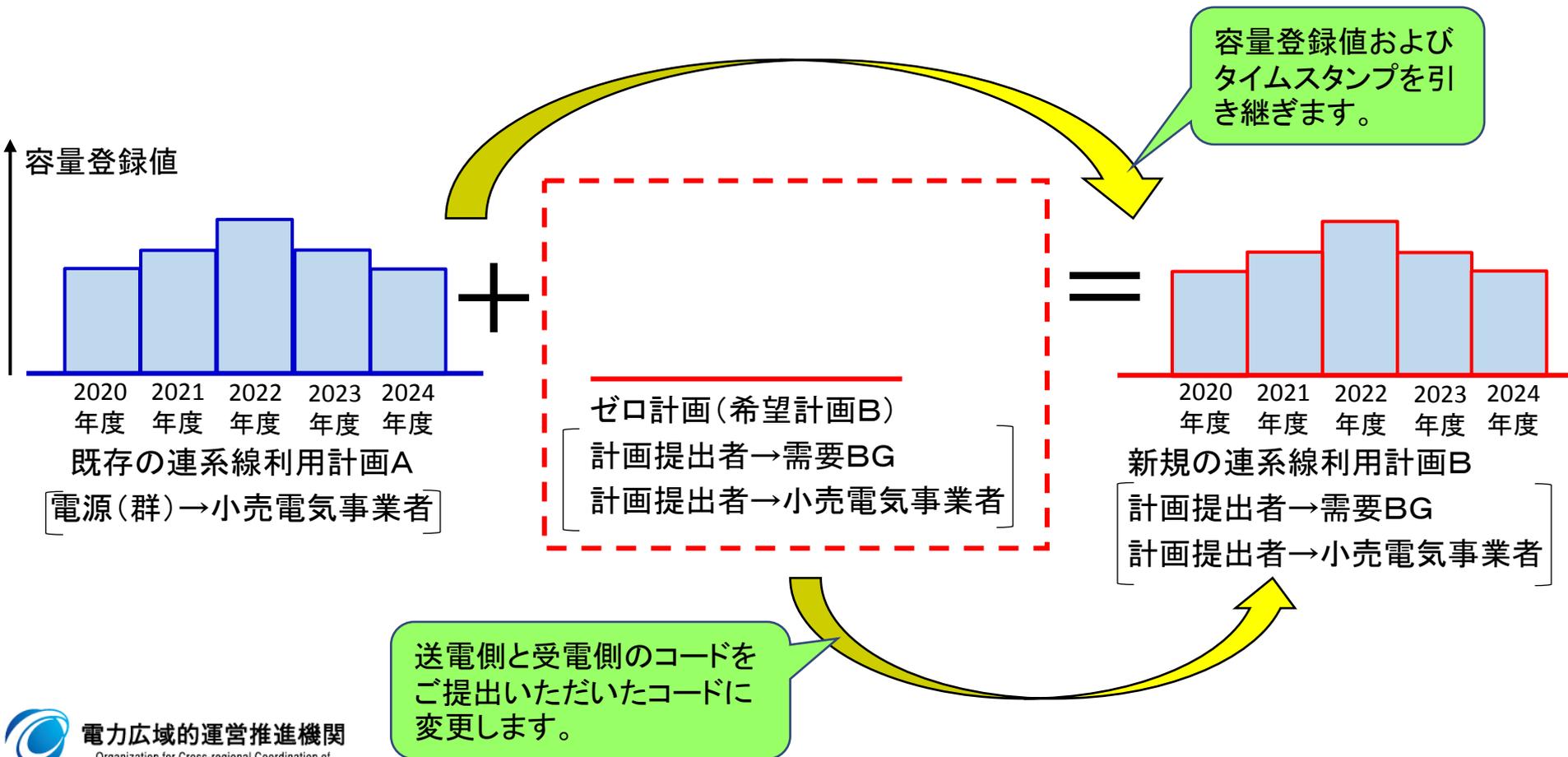
- ① 申込番号の変更
- ② コードの変更

連系線利用計画		送電側	受電側
移行前		系統コード(系統群コード)	事業者コード
移行後	計画値同時同量	BG/計画提出者コード	BGコード
	実同時同量	事業者コード (発電契約者(計画提出者)の 事業者コード)	事業者コード

送電側と受電側に設定するコードは広域機関では判断ができず、ゼロ計画(希望計画)の準備ができませんので、事業者様からゼロ計画(希望計画)の提出をお願いします。なお、ゼロ計画(希望計画)をご提出いただけない場合、広域機関システムへ連系線利用計画の移行ができなくなります。

連系線利用計画の移行処理の概要

- 事業者様がお持ちの既存の連系線利用計画とご提出いただいたゼロ計画(希望計画)を広域機関にて統合します。
- 統合した連系線利用計画に既存の連系線利用計画の**容量登録値およびタイムスタンプ**を引き継ぎます。
- **送電側と受電側のコード**をご提出いただいたコードに変更します。



◆お知らせ

1. 連系線利用計画変更及び新規容量登録の受付停止期間

- ・長期計画: 2月22日～3月10日
- ・年間計画: 2月22日～2月29日
- ・月間計画: 2月22日～3月15日

2. 連系線利用計画変更及び新規容量登録の可否判定結果を「不可」とする期間

- ・長期計画: 3月11日～3月31日
- ・年間計画: 3月 1日～3月15日
- ・月間計画: 3月16日～3月18日

3. 更新計画の受付期間

- ・連系線利用計画(年間算定用): 3月1日17時→**3月7日17時**
- ・連系線利用計画(月間調整用): 3月4日17時→**3月7日17時**

連系線利用計画変更、新規容量登録の受付停止

- システム切替えに伴い、2016年度以降の利用計画変更、新規容量登録を停止する期間があります。

期 間	システム切替えに伴う作業内容	受付停止の理由
2月16日～2月21日 (新システムへの 移行準備期間)	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者様からご提出されたゼロ計画(希望計画)の内容確認 ● 一般電気事業者側システムから広域機関システムへデータ移行 	
2月22日～2月29日 (利用計画の移行期間)	<ul style="list-style-type: none"> ● ゼロ計画(希望計画)と既存の利用計画の統合処理 	データ移行中に利用計画変更、新規容量登録を受付けた場合、 <u>再度、当該利用計画の移行処理が必要となり、移行データの管理ができなくなるため</u> 、受付けを停止します。

算定用計画の増加を利用した、受付停止期間中の新規容量登録方法があります。

- 3月1日～空容量公表
(計画受付及び策定期間)
- 算定用利用計画の受付
- ↓
- 利用計画の策定
(広域機関にて最初の策定)
- ↓
- 空容量の公表

広域機関システムで可否判定を行う場合
可否判定の都度、一般電気事業者側システムへデータ反映が必要となります。

広域機関システムと一般電気事業者側システムがデータ連携していないことから
システム外でデータ反映が必要となるため
受付けを停止します。

策定期間中の利用計画変更及び新規容量登録の申込みは、広域機関システムで受付けますが、送電可否判定結果は「不可」となります。